

ものづくり産業サーキュラーエコノミー推進事業に係る新製品デザイン・設計業務委託仕様書

1 業務の名称

ものづくり産業サーキュラーエコノミー推進事業に係る新製品デザイン・設計業務

2 趣旨

本業務は、廃材活用及びアップサイクルの視点を踏まえ、受注者の専門的知見及び裁量に基づき、新製品の企画、調査、デザイン及び設計を行うとともに、公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「機構」という。）及び関係機関と必要な情報共有及び協議を行いながら、成果物を作成し、機構に納品することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年10月14日まで

4 委託業務の概要

業務の実施に当たっては、BACCAIng の取組及び成果等を参照の上、ものづくり分野における先導的な取組として、消費者及び企業等に対するサーキュラーエコノミーの普及啓発並びに移行促進に資する内容となるよう配慮すること。

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 企画・調査 | 新製品のコンセプト整理及び関連調査を行うこと |
| (2) 打合せ | 業務の進捗状況及び検討内容について、適宜報告を行うこと |
| (3) デザイン・設計 | デザイン・設計を行うこと |
| (4) 納品 | 成果物及び関連資料を提出すること |

5 成果物

下記の成果物を、機構に提出するものとする。

なお、電子データはCD-ROM 又はDVD-ROM 等の記憶媒体に保存して提出するものとする。

- | | |
|---------------------------------------|----|
| (1) 完成品（Illustrator 等の編集可能な元データ及びPDF） | 1点 |
| (2) 開発プロセスを記録した報告書（電子データ） | 1式 |

6 経費負担

- (1) 本業務の遂行に要する一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (2) 当該費用には、人件費、資材費、外注費、交通費、通信費、打合せに要する経費、その他一切の諸経費及び公租公課を含むものとする。

7 その他

- ・委託料の額は、業務終了後、機構が実績報告書等を検査し、その額を確定するものとする。
- ・本業務の実施に伴い、取得した個人情報本事業以外で利用しないこと。
- ・委託業務により新たに生じた著作権等の権利については、全て機構に帰属するものとする。また、受託者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権及び肖像権について、事前に書面により許諾を得るとともに、その旨を機構に書面で報告するものとする。
- ・受託者の提案に基づき機構と協議の上、業務の一部を再委託することができるものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、機構と受託者が協議のうえ決定するものとする。
- ・本事業は国の交付金を活用した事業であり会計検査等の対象となるため、必要に応じて行われる証拠書類等の提出要請に備え、当該書類を適切に保管管理しなければならない。